

随意契約結果書

| | |
|--|---|
| 物品等の名称 及び数量 | 令和6年度国道57号森山拡幅工事に伴う軌道観測作業 |
| 契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地 | 支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森戸 義貴 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎7階 |
| 契約締結日 | 令和 6年 4月 1日 |
| 契約の相手方の 氏名及び住所 | 島原鉄道（株） |
| 契約金額 （消費税及び地 方消費税含む） | ¥16,269,000- |
| 予定価格 （消費税及び地 方消費税含む） | ¥0- |
| 随意契約による こととした理由 | 別紙のとおり |
| 備 考 | |

随意契約理由書

1. 件名 : 国道 57 号森山拡幅工事に伴う軌道観測作業
2. 履行場所 : 長崎県諫早市森山町田尻地先～同市黒崎地先
3. 随意契約の相手方 : 名称 島原鉄道(株)
住所 長崎県島原市下川尻町 72-76
4. 随意契約適用法令 : 会計法第 29 条の 3 第 4 項及び
予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号
5. 随意契約に付する理由

1) 随意契約に付する理由

本工事の施工にあたっては、島原鉄道(株)管理区域内において軌道に近接して施工する必要があるため、施工においては鉄道運行に支障をおよぼしてはならず、常に安全かつ正確な施工が求められる。

このため、万が一軌道に対し、何らかの変状等をきたした場合、若しくは事故等が発生した場合に、緊急かつ特別な措置を講ずる必要がある。また、運行管理上の措置と密接な連携をとりながらの施工が要求される。更に、安全保安上の各種対策等を総合的に講ずる必要があることから、軌道の観測作業を委託するものである。

以上のことから、本工事の履行にあたって必要な知識・経験・技術力を十分に有している、当該鉄道管理者である島原鉄道(株)が唯一の契約相手と判断するものである。

このため、本工事は会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予算決算及び会計令第 102 条の 4 第 3 号により、島原鉄道(株)と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

道路部 道路工事課長